

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

ジカウイルス感染症を疑う症例の要件について

ジカウイルス感染症については、「検疫法第 2 条第 3 号に規定する検疫感染症の検疫法上の取扱いについて」（平成 15 年 11 月 5 日付け健感発第 1105004 号）（最終改正平成 28 年 2 月 10 日付け健感発第 0210 第 3 号）により検疫対応を実施いただいているところです。

今般、世界保健機関（WHO）のガイドラインやこれまでの知見を踏まえ、ジカウイルス感染症の検査や診断をよりの確に実施するため、現時点でのジカウイルス感染症を疑う症例の要件を、下記のように整理しましたので、御対応方よろしく申し上げます。

なお、本内容については今後、最新の知見を踏まえて随時見直すこととしています。

記

次の（１）～（３）にすべて該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、ジカウイルスへの感染が疑われるため、ジカウイルスの検査を実施する。ただし、医師がジカウイルス感染症を疑う症例については、この限りではない。

- （１） 「発疹」又は「発熱（※１）」を認める。
- （２） 「関節痛」、「関節炎」又は「結膜炎（非滲出性、充血性）」のうち少なくとも１つ以上の症状を認める。
- （３） 流行地域（※２）の国に渡航又は滞在したことがある。

※１ 発熱は、ほとんどの症例で 38.5 度以下との報告がある。

[\(http://www.wpro.who.int/mediacentre/factsheets/fs_05182015_zika/en/\)](http://www.wpro.who.int/mediacentre/factsheets/fs_05182015_zika/en/)

※２ 流行地域 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>)

○中南米・カリブ海地域：アルバ、バルバドス、ボリビア、ボネール、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キュラソー島、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、仏領ギアナ、グアドループ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、マルティニーク、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、プエルトリコ、セント・マーティン島、スリナム、トリニダード・トバゴ、米領バージン諸島、ベネズエラ

○オセアニア太平洋諸島：米領サモア、マーシャル諸島、サモア、トンガ

○アフリカ：カーボベルデ

○アジア地域：タイ